



伏見 よちやま かわらばん

2023
No.172
7・8月号

編集発行人
税理士法人
伏見会計事務所

Tel 420-0804
静岡市葵区竜南3丁目10-18
TEL <054> 246-2433 (代)
FAX <054> 246-9389
E-mail : kaikei @ t-fushimi.co.jp
URL : http://www.t-fushimi.co.jp/



「2024年よりNISA制度が 抜本的拡充・恒久化されます」

NISA(ニーサ、少額投資非課税制度)は2014年1月から家計の資産を貯蓄から投資へ促進させるという政策的背景によりスタートしました。この間いくつかの改正がありましたが、令和5年度税制改正によりNISA制度の抜本的拡充及び恒久化へ改められ、更により簡素で使い勝手の良い制度へとなります。

このコーナーでは税務に関する様々な情報をお提供して参ります。記事の内容についてご質問等がございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433

◆新しいNISA制度のポイントとして注目されるのは、

- ・非課税保有期間の無期限化と口座開設期間の恒久化
- ・つみたて投資枠と成長枠投資の併用が可能（現行では、つみたてNISAと一般NISAの選択制）
- ・年間投資枠はつみたて投資枠が年間120万円、成長枠投資が年間240万円で合計360万円まで投資可能額が拡大
- ・非課税保有限度額は総枠で1,800万円（内、成長枠投資は1,200万円）
簿価残高方式で管理されるため、口座内で売却した簿価分の非課税枠を再利用することが可能

◆現行制度との関係

現行制度で一般NISA及びつみたてNISAに投資した商品は、新しい制度の外枠で現行制度における非課税枠を適用。但し、非課税期間終了後、新NISA制度に移管（ロールオーバー）は不可

現 行 制 度

新 し い 制 度 (2024年1月～)

	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
	選択制		併用可	
年 間 投 資 枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額	800万円	600万円	1,800万円	1,200万円(内数)
口 座 開 設 期 間	2023年まで	2023年まで	恒久化	恒久化
投 資 対 象 商 品	一定の投資信託	上場株式・ 投資信託等	一定の投資信託	上場株式・ 投資信託等
対 象 年 齢	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上

行政書士法人 葵事務所

です!!

いろいろな業務を扱っています。
まずはお気軽にご相談ください。

家族の方が、困らないように…相続について



人は誰でも、やがて亡くなります。
自分の死後、遺産をめぐって肉親同士が、
骨肉の争いをしないですむよう、生前から
準備をしておくことも大切です。

遺言の作成・相談や、遺言執行は、
行政書士にご相談ください。

被相続人が亡くなられた場合、相続手続を開始するにあたっては、戸籍の調査、遺産目録の作成、遺産分割協議といった手続が必要です。また、場合によっては、相続放棄手続をしないと、多大な負債を抱えてしまうこともあります。

相続手続でお悩みでしたら、行政書士にご相談を。



▶このような業務を承ります。まずは、お気軽にご相談ください。

遺言書（自筆証書遺言・公正証書遺言等）

遺言執行

相続人の調査手続

遺産目録の作成

遺産分割協議書

預貯金の解約手続等…

相続に関して分から
ない事、心配な事は
ご相談ください！



★ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

葵事務所／行政書士：西村まで ☎ 054-247-6148

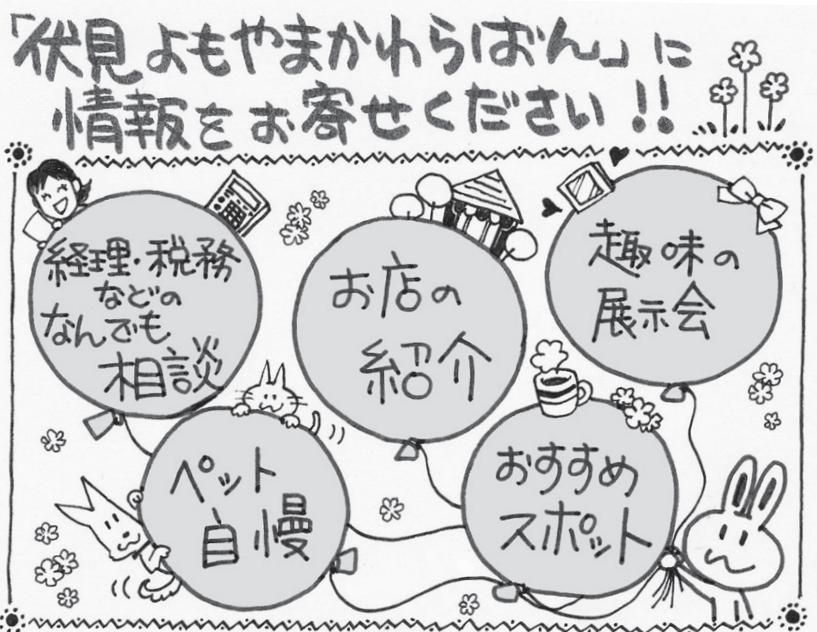
■伏見会計かわらばんは
伏見会計事務所のホームページ
でも見ることができます！

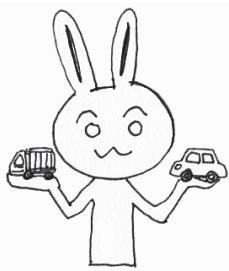
ホームページでは詳しい業務紹介や
スタッフ紹介もしていますので、
是非ご覧ください！



伏見会計静岡かわらばん
<http://www.t-fushimi.co.jp>

検索！

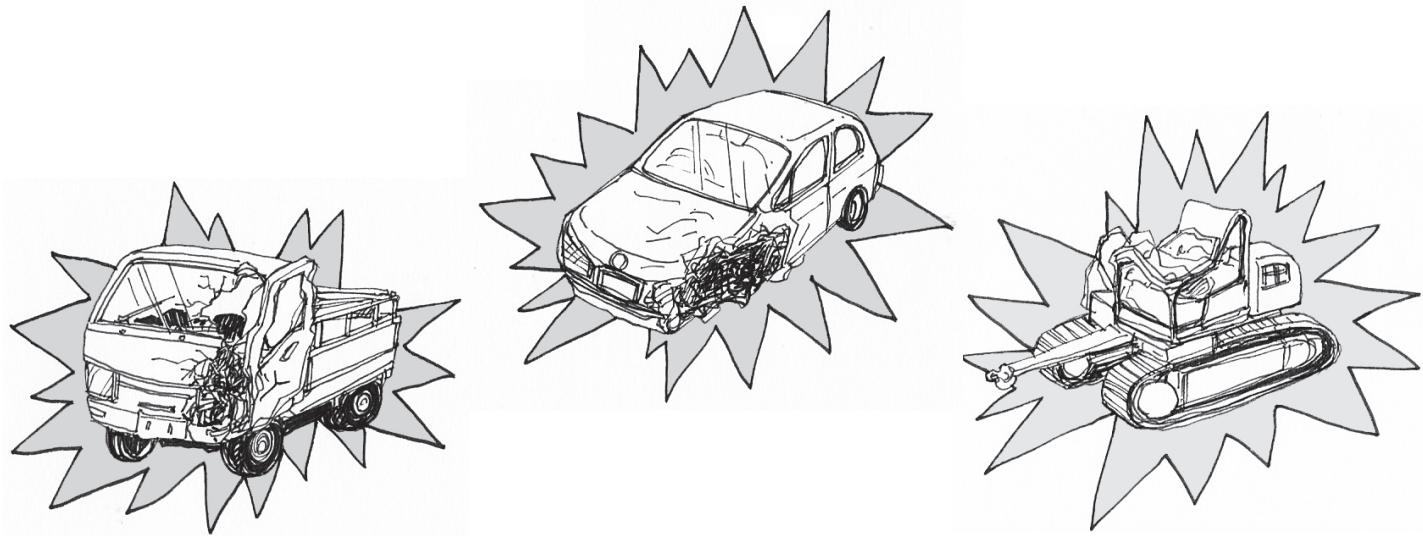




自動車などの下取り業車のご紹介

最近では半導体不足などで自動車納車が遅れている中
今回は少しでも高く買取をしてくれる業者のご紹介をさせて下さい。

- 乗用車～トラック・建機まで幅広く買取
- 中古車／事故車／故障車／水害車どんな車でも対応するそうです。



全国査定料無料

引取・廃車手数料無料!

何社か競合見積もりさせて頂きます。

※機会が御座いましたら参考見積もりだけでもお声かけ下さい。



● 詳しくは……

(株)第一経営／松永・小池まで **054-246-4401**

短時間労働者の社会保険加入義務化の対象事業所が 「被保険者数51人以上」に拡大されます。【令和6年10月～】

◆対象となる事業所

厚生年金保険の被保険者（フルタイム従業員と週所定労働時間がフルタイム従業員の4分の3以上の従業員）の数が1年のうち6月間以上の月で51人以上となることが見込まれる事業所が対象となります。

◆新たに加入対象となる従業員

以下の4つの要件をすべて満たす方が加入対象となります

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が88,000円以上
- ③ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生でない



◆会社としておこなっておくべきこと

- ① 加入対象者をリストアップし、令和6年10月より社会保険の加入対象になることを伝えましょう。
加入後に享受できるメリットや新たに発生する費用等を伝えてあげると加入対象者の不安を和らげることができます。
- ② 加入対象者の方が「どうしても社会保険に加入したくない」という場合には労働条件変更の検討をおすすめします。社会保険の加入対象とならないのは「週の所定労働時間が20時間未満」です。

お問い合わせは…第一労務事務所 社会保険労務士：安竹・山口まで 054-246-4774

■編集後記■

雨の多い梅雨でしたが、皆様の地域は大丈夫だったでしょうか？被害に遭われた方々にはお見舞い申し上げると共に、一日も早い復興をお祈りしております。大変な出来事が起きるとつい何で自分ばかり？と思ってしまいますが、自分が超えられない出来事は起きないと言われていますよね。

全てのことは次の良い事へのステップだと思って過ごすと次から良い方向に進んで行くそうです。ちょっと心の隅にそんなこともあるなと思いながら過ごしてみたら気持ちが楽になるように思います。皆様が健やかに過ごせますように。

(編)



仲間を紹介します!!

「市川さんちのにんきもの」



名前 わさび (フェレット)

年齢 12月で1歳

性別 男の子

性格 わんぱく

好物 なんでも大好き

特技 くたくたになるまでボール遊び